

瑞穂町工場立地法に係る届出要領

平成 29 年 12 月 13 日
告示第 198 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号）、工場立地法施行令（昭和 49 年政令第 29 号）、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）及び瑞穂町工場立地法地域準則条例（平成 29 年条例第 29 号。以下「条例」という。）に規定する特定工場に係る届出の手續について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(新設等の届出)

第 3 条 特定工場の新設又は生産施設、緑地、環境施設の面積その他の変更を行おうとする者は、新設又は変更の予定の日の 90 日前までに、特定工場新設（変更）届出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 特定工場の新設（変更）の主旨説明書（様式第 2 号）
- (2) 事業概要説明書（様式第 3 号）
- (3) 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図（様式第 4 号）
- (4) 特定工場用地利用状況説明書（様式第 5 号）
- (5) 特定工場の新設等のための工事の日程（様式第 6 号）
- (6) 特定工場新設（変更）届出調書（様式第 7 号）

2 前項に規定する届出において、当該届出を行おうとする者が 2 以上の業種に属する場合は、様式第 1 号に兼業調書（様式第 8 号）

を添付するものとする。

- 3 第1項に規定する届出において、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場の変更に係るものである場合は、法準則備考1から3まで（当該特定工場が条例第3条に規定する対象区域内にある場合にあっては条例附則第2項）に規定する計算を行い、様式第1号に準則計算表（様式第9号）及び準則計算推移表（様式第10号）を添付するものとする。
- 4 町長は、第1項の届出の事項が法第9条第1項各号及び第2項各号に該当しないと認めるときは、法第11条第1項に規定する実施制限期間を同条第2項の規定により新設又は変更の予定の日
の30日前までに短縮することができる。
- 5 前項の場合において、町長は、届出を行おうとする者に様式第1号に替えて特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式第1号の2）の提出を求めるものとする。

（届出の受理）

第4条 町長は、前条第1項に規定する届出があったときは、届出書類が指定様式及び指定内容を備えていることを確認の上、当該届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、受理通知書（様式第11号）を交付する。

（届出書類の省略）

第5条 第3条第1項に規定する変更の届出において、既に届け出た事項の中で変更しないものがあるときは、当該変更しない事項に係る届出書類を省略することができる。

（完了報告）

第6条 第3条第1項に規定する届出の工事が完了したときは、届出者は、完了報告書（様式第12号）により遅滞なく報告するものとする。

（勧告）

第7条 町長は、第3条第1項に規定する届出の事項が法第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは工場立地法第9条第1項に規定する勧告について（様式第13号）により、法第9条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは工場立地法第

9 条第 2 項に規定する勧告について(様式第 1 3 号の 2)により、届出者に対し勧告をする。

2 前項の勧告は、届出のあった日から 6 0 日以内に行わなければならない。

(変更命令)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、法第 9 条第 2 項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難と認めるときは、法第 1 0 条第 1 項の規定により、勧告を受けた者に対し、工場立地法第 1 0 条第 1 項に規定する変更命令について(様式第 1 4 号)により、当該勧告に係る事項の変更を命じる。

2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあった日から 9 0 日以内に行わなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 9 条 届出者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、氏名(名称、住所)変更届出書(様式第 1 5 号)により町長に届け出なければならない。

(承継)

第 1 0 条 届出者の地位を承継した者は、特定工場承継届出書(様式第 1 6 号)により町長に届け出なければならない。

(廃止届)

第 1 1 条 届出者は、特定工場の敷地面積を 9, 0 0 0 m²以下若しくは建築面積を 3, 0 0 0 m²以下とするとき又は特定工場を廃止するときは、特定工場廃止届出書(様式第 1 7 号)により町長に届け出なければならない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。